8　軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものにあっては、1,516キログラム以上）
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
	1,766キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）

別表二（第二条関係）

特定改造自動車の種別	燃料の種類	自動車の構造	変速装置の方式	車両重量
1　乗車定員11人以上（車両総重量が2.5トン超3.5トン以下のものに限る。）の乗用自動車	揮発油			
	軽油			
2　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が2.5トン超3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油	構造Ａ	手動式	
			手動式以外のもの	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上
		構造Ｂ１	手動式	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上
			手動式以外のもの	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上1,871キログラム未満
				1,871キログラム以上
		構造Ｂ２	手動式	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上
			手動式以外のもの	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上
	軽油			1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上1,871キログラム未満
				1,871キログラム以上1,991キログラム未満
				1,991キログラム以上2,101キログラム未満
				2,101キログラム以上

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

官庁事項

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十二年八月二日

内閣府沖縄総合事務局長　竹澤　正明
国土交通省大阪航空局長　片平　和夫

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　内閣府沖縄総合事務局
代表者の氏名　局長　竹澤　正明
主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　那覇空港滑走路増設事業
対象事業の種類　公有水面埋立て（公有水面の埋立てに伴う飛行場及びその施設の新設又は滑走路の変更）
対象事業の規模　六千七百メートル（滑走路及びその施設の新設に伴う飛行場の長さ）